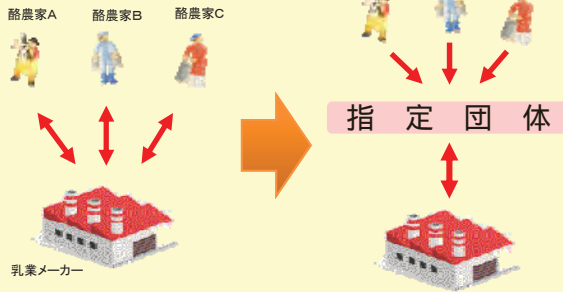


(5) 指定生乳生産者団体(指定団体)の役割

- 生乳は、毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であること(生乳の特性)から、短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要がある。このため、酪農家が価格交渉上不利な立場に置かれる傾向にあり、これが固定されて酪農経営が不安定になれば、牛乳・乳製品の消費者への安定供給にも支障をきたす恐れ。
- このため、指定団体が、より多くの酪農家から生乳の販売委託を受ける仕組みを措置することにより、
 - ① 価格交渉力を強化して乳業メーカーと対等に交渉。
 - ② 液状で輸送コストがかさむ生乳をまとめて輸送し、輸送コストを削減。
 - ③ 広域的な販売ルートにより生乳の販売先を調整し、生産された生乳を廃棄することなく販売。
 - ④ 生乳の需給変動(天候や景気の変動により生じる生産過剰等)リスクをより多くの酪農家で分散し負担。
- これらによる価格形成の合理化、生乳需給の安定等を通じて、酪農経営の安定、牛乳・乳製品の価格安定と消費者への安定供給を実現。

【価格交渉力の強化】

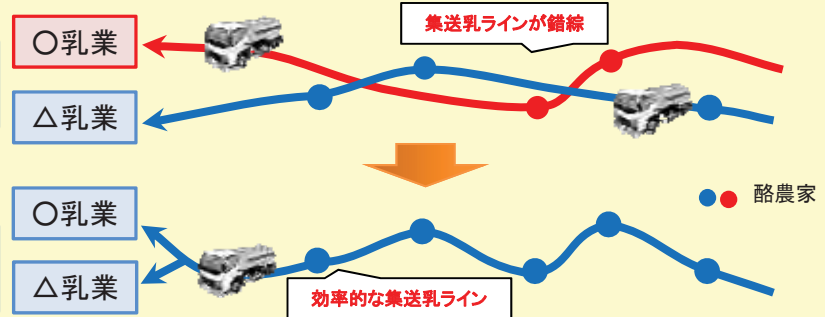


生乳の特性により交渉上不利な立場に置かれ、適正な乳価水準が確保できない

指定団体の取引量を増やし、価格交渉力を強化して、適正な乳価水準を実現

【輸送コストの削減】

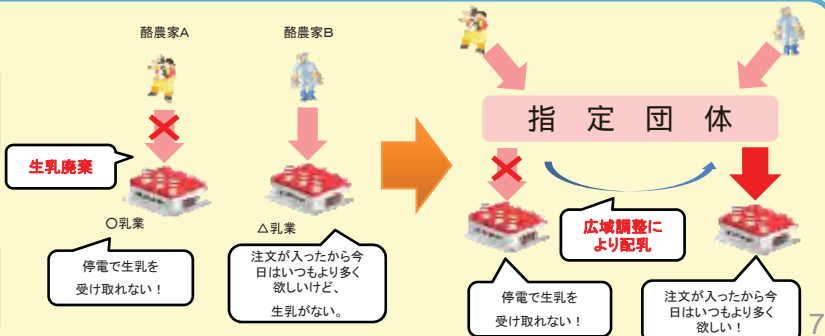
バラバラに生乳を輸送することで、非効率的な集送乳ラインとなり、輸送コストが増大



指定団体がまとめて生乳を輸送することで、効率的な集送乳ラインとなり、輸送コストを削減

【販売調整力の強化】

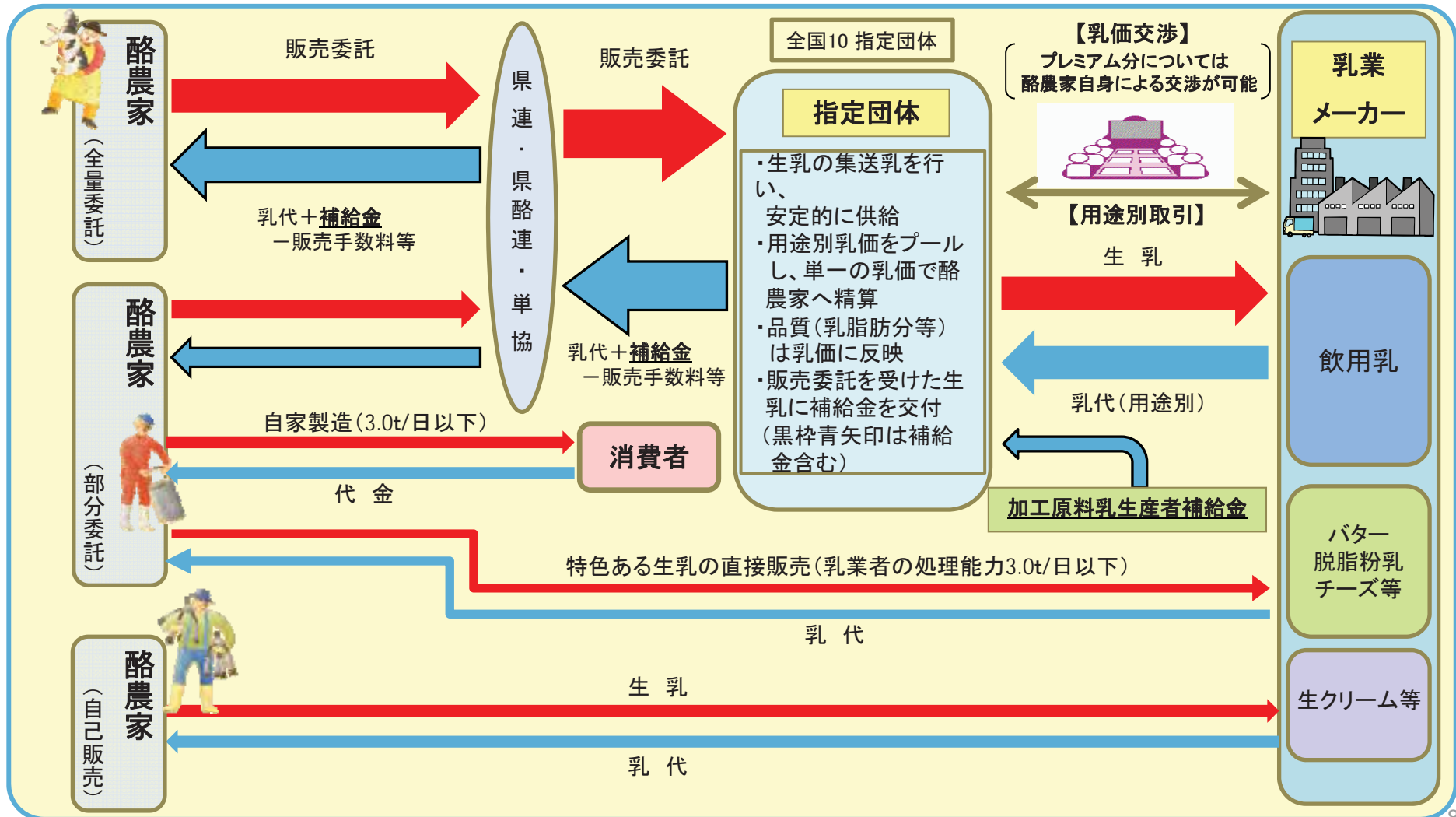
販売先の事情等により生乳を販売できなくなり、生乳廃棄が発生



複数の販売先をもつ指定団体が販売先を調整し、生乳を廃棄せず売り切る

(6) 指定団体と生乳販売

- 指定団体は、酪農家から生乳販売の委託を受けて共同販売し、乳業メーカー各社と用途別（飲用向け、乳製品向け等）に乳価交渉。乳業メーカーからの用途や品質に応じた乳代をプールし、酪農家に出荷量及び品質に応じて加工原料乳生産者補給金とともに支払い。
- 指定団体への販売委託によらない生乳の販売や加工も行われているところ。



(7) 6次産業化・輸出促進のための酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づく酪農の付加価値創出を促進するため、産業競争力会議における議論を踏まえ、平成26年に以下の見直しを実施。
 - (1) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、部分委託やプレミアム取引など一層の多様化。
(自己処理量の上限拡大(1.5→3.0t/日)、特色ある生乳の直接販売・乳価の直接交渉)
 - (2) 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制(知事の承認)を緩和。

酪農家の取組

① 牛乳・乳製品を自ら製造販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、**自分の生乳を使って牛乳・乳製品をより多く製造販売したい。**

② 生乳を直接販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、**自分の生乳を、その特色を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、自ら販売したい。**

③ 乳価交渉を自ら実施

生乳全量を指定団体に販売委託するが、**特色ある生乳生産に取り組む努力を、自ら乳価交渉を行って乳代に反映させたい。**

取引の多様化

◆ 生乳の自己処理量の上限拡大

生乳の一部を、指定団体に販売委託せず、自ら牛乳・乳製品に加工して販売する場合に、**1日当たり処理量の上限を1.5トンから3.0トンへ拡大する。**

◆ 特色ある生乳の直接販売

酪農家が、特色ある生乳(ジャージー種、オーガニック等)を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者(日量処理能力3.0トン以下)に、**直接販売できるようにする。**

◆ 乳業者との直接交渉

酪農家が、指定団体に代わり、特色ある生乳について**乳業者と直接交渉し、受取乳代に反映させることができるようにする。**

規制の緩和

小規模な乳業施設を設置して自ら牛乳・乳製品の製造・販売に取り組みたい。
輸出向けの乳業施設を設置して牛乳・乳製品の製造・輸出に取り組みたい。

◆ 乳業施設の設置規制を緩和

事務的・時間的負担を軽減を図る観点から、**集約酪農地域における都道府県知事の承認に係る規制を緩和。**

6次産業化・輸出を通じた酪農の付加価値創出を促進

- ◆ **目標値** 2020年(H32年)までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

2014年 236件	2020年 500件
------------	------------

- 生乳取引の一層の多様化等による6次産業化の取組支援を通じて、取組件数を倍増させる。(2015年4月末 284件)

新たに開始された取引の事例(特色ある生乳の直接販売)



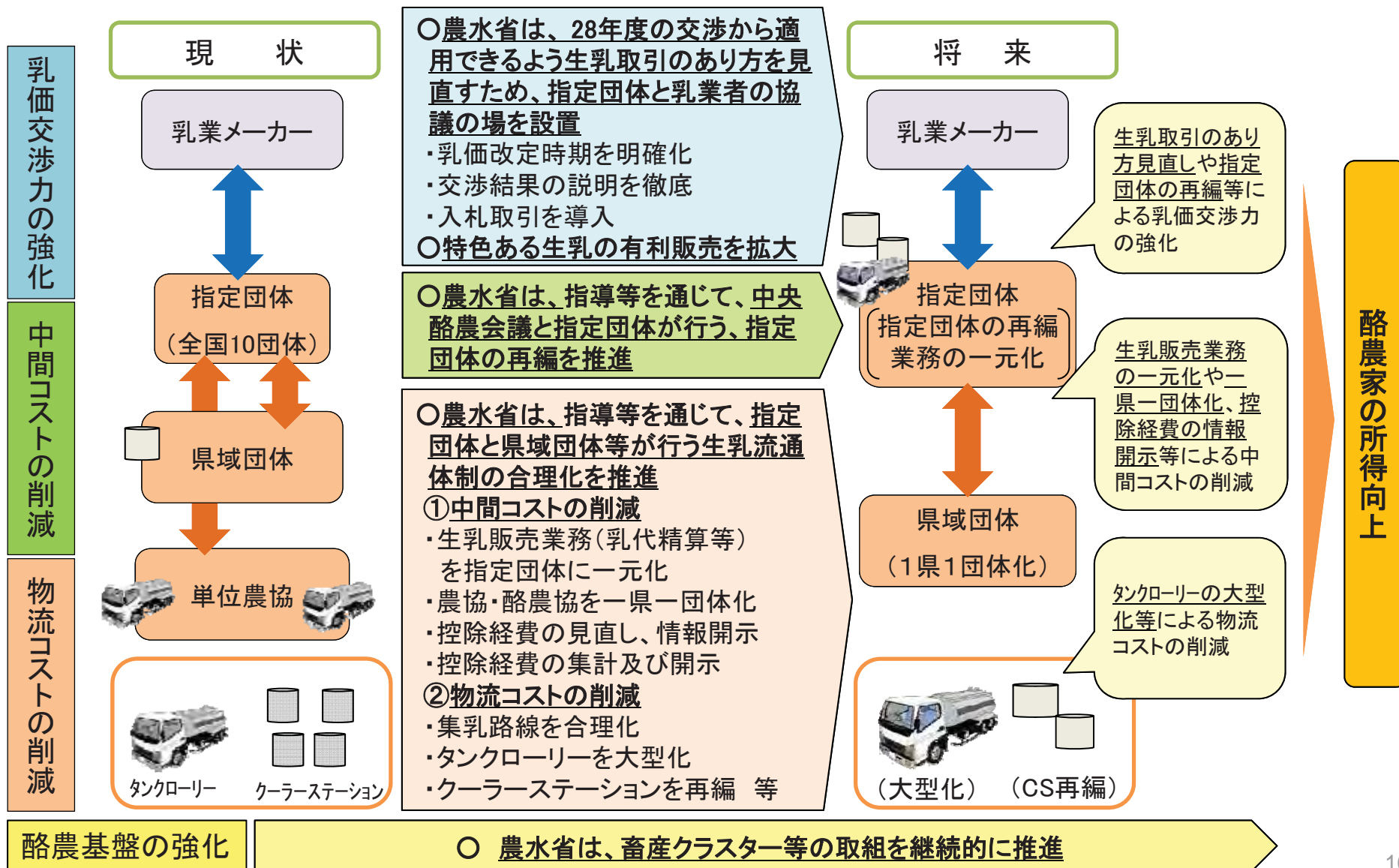
- 新たな生乳取引制度を活用し、地元企業に対して、乳たんぱく質が豊富なブラウンスイスの生乳を直接販売。

- 当該企業は特色ある生乳を使用してアイスクリームやプリン等を製造。



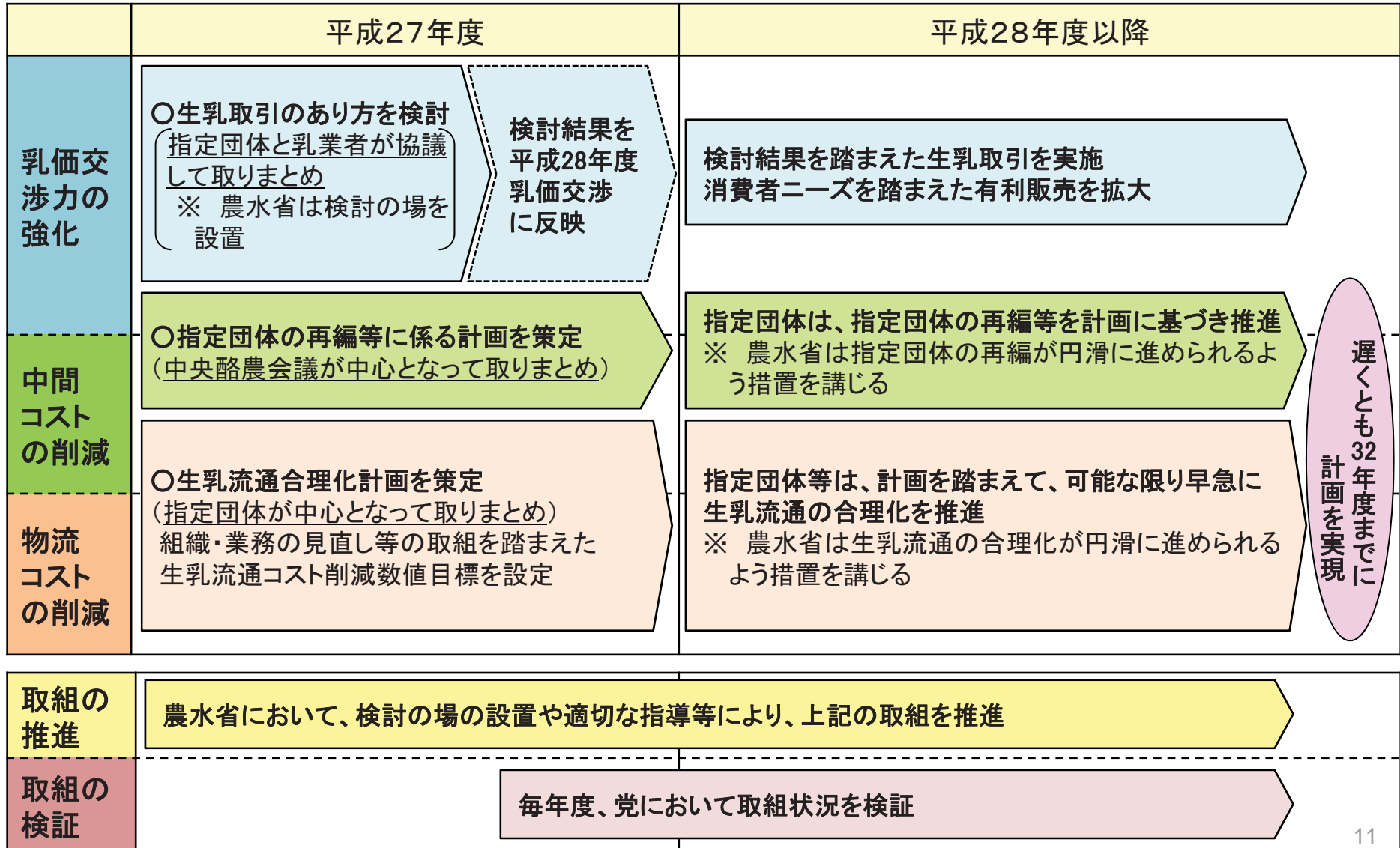
(8)自由民主党 生乳流通・取引体制等検討WTの取りまとめの概要

- 酪農家の所得向上に向けて、指定団体等が、「酪農家目線」に立って、①乳価交渉力の強化、②中間コストの削減、③物流コストの削減のための取組を、早急にかつ、計画的に進めていく必要。



(参考1) 生乳流通・取引体制の見直しに係る工程

- 短期的・中長期的に取り組むべきことを整理しつつ、遅くとも32年度までに、早急かつ計画的に取り組む必要。
- 見直しの進行管理を行うため、毎年度、指定団体等の取組状況を検証。



(参考2) 生乳取引のあり方等検討会委員会

- 生乳取引のあり方については、生産者団体、乳業者から成る検討会を設置し、9月末メドで報告書を取りまとめるべく議論を進めているところ。

生乳取引のあり方等検討会実施要領(抜粋)

1 趣旨

我が国酪農・乳業の発展には、近年の生乳生産基盤の弱体化等、生乳取引をめぐる状況の変化等を踏まえ、指定生乳生産者団体・乳業者による生乳取引の改善を図る必要がある。

このため、農林水産省生産局長の諮問機関として、生乳取引のあり方等検討会(以下「検討会」という。)を設置し、今後の生乳取引のあり方について検討する。

2 検討内容

指定生乳生産者団体及び乳業者との生乳取引のあり方に係る以下の事項について、「生乳取引のあり方についての考え方(平成12年11月)」を踏まえた検討を行い、報告書として取りまとめ、公表する。

- (1) 乳価改定が適切に行われるための交渉期限の設定や地域ごとの生産コスト等を踏まえた乳価交渉のあり方
- (2) 生産費調査を補完する直近の生産資材等の統計データの提供方法
- (3) 乳価交渉の結果やその経過並びに根拠等の生産者への周知方法等
- (4) 現在の需給動向を適切に反映し得る生乳の入札制度の導入に向けた具体的な対応
- (5) その他生乳取引のあり方に関する事項

生乳取引のあり方等検討会委員名簿

(敬称略、五十音順)

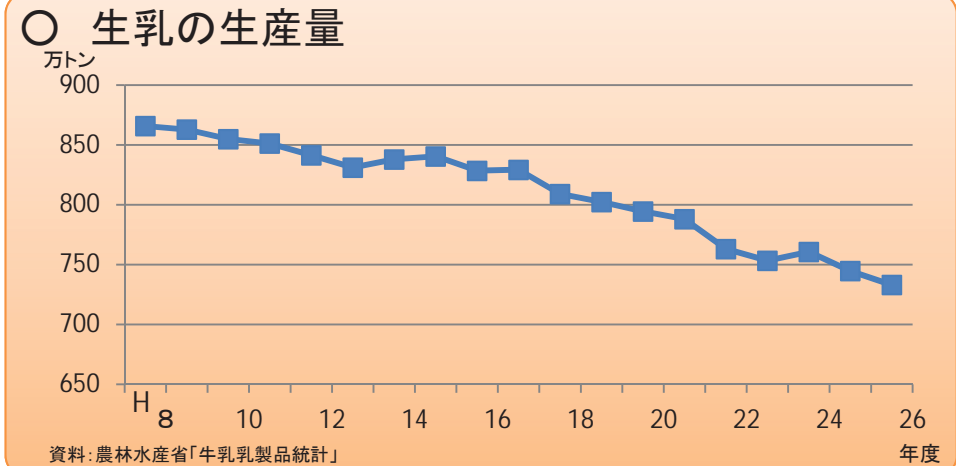
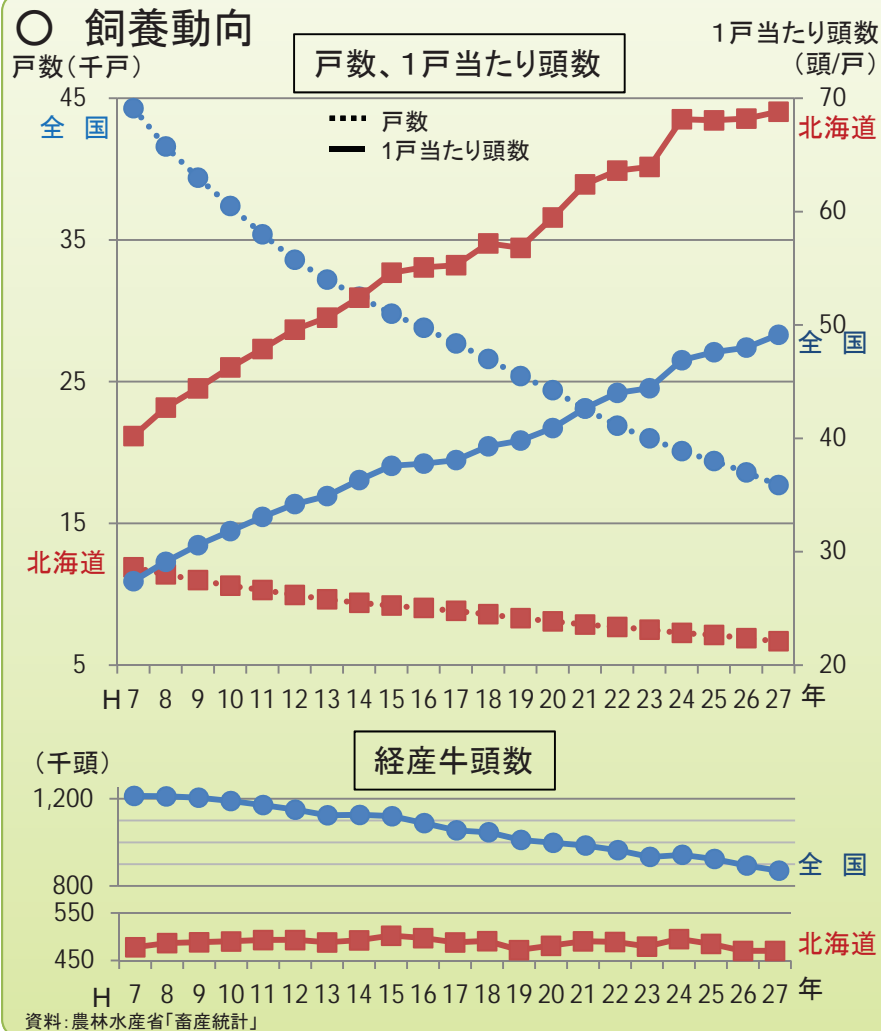
秋山 佐内	関東生乳販売農業協同組合連合会常務理事
安部 強	東北生乳販売農業協同組合連合会業務部長
内橋 政敏	一般社団法人中央酪農会議事務局長
岡村 卓司	全国農業協同組合連合会酪農部長
木島 俊行	株式会社明治酪農部長
小坂橋正人	雪印メグミルク株式会社酪農部長
近藤 好弘	ホクレン農業協同組合連合会酪農部長
篠崎 晃司	タカナシ乳業株式会社酪農購買部長
白川 公一	一般社団法人日本乳業協会専務理事
田村 賢	森永乳業株式会社酪農部長
戸辺 誠司	全国酪農業協同組合連合会酪農部長
中田 俊之	トモエ乳業株式会社代表取締役社長
新田 修	よつ葉乳業株式会社酪農G部長
稗島喜美男	九州生乳販売農業協同組合連合会販売部長
前田 浩史	一般社団法人Jミルク専務理事
吉澤文治郎	ひまわり乳業株式会社代表取締役社長

(16名)

2. バターの需給と国内流通

(1) 酪農と生乳生産の動向

○ 酪農家の戸数は、労働時間の過重、飼料費の上昇等により年々減少。近年は、規模拡大が伸び悩んでいることから、生乳の生産量は減少傾向で推移。



○ 酪農の労働時間

北海道の例	平成24年
一人当たり労働時間	2,405時間/年

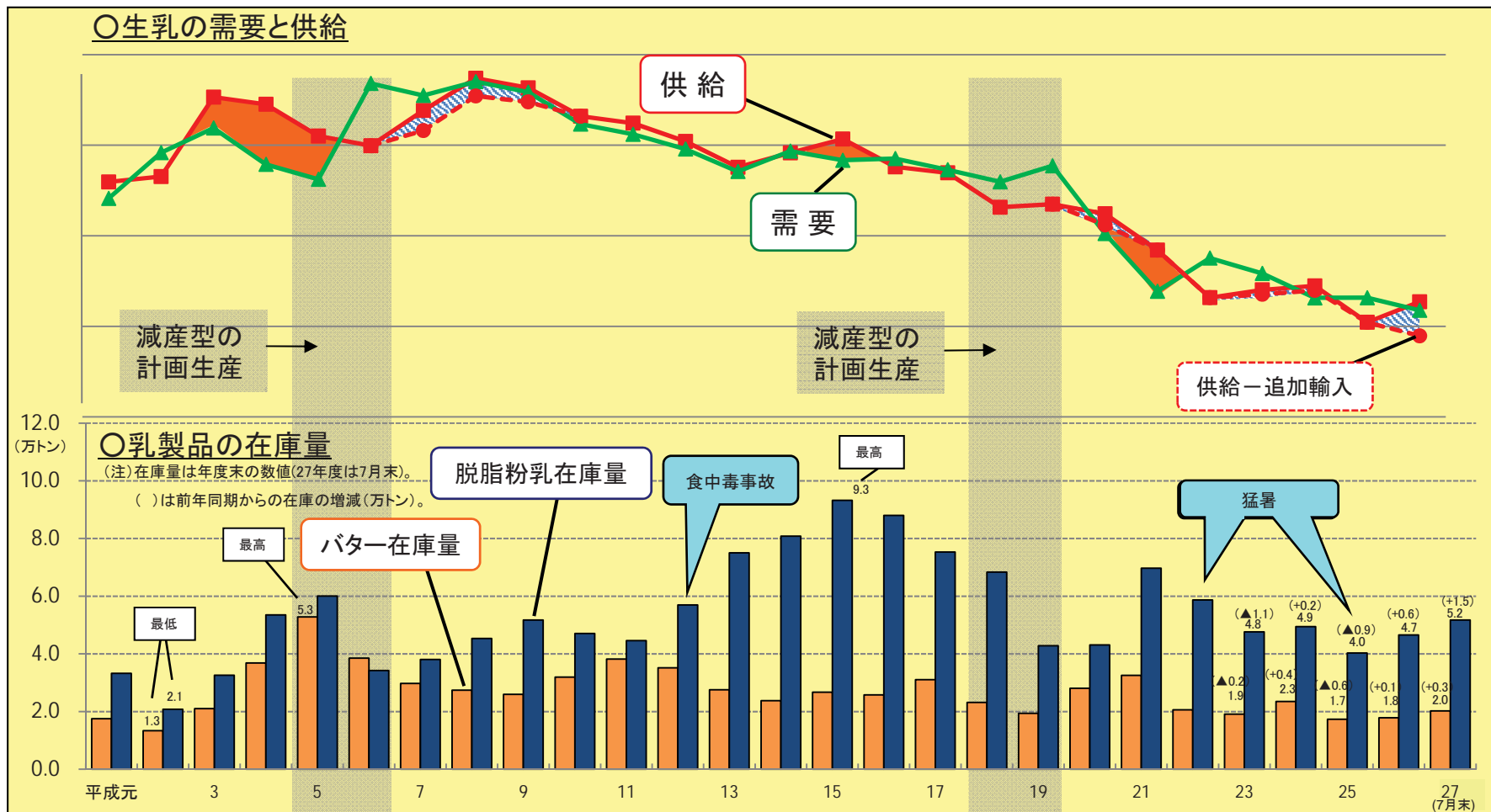
資料: 農林水産省「営農類型別統計(個別経営)」農業経営関係者から推計

※ 40時間/週(労基法の法定労働時間)働いた場合(2,080時間/年)に比較して約15%多い。

更に、酪農には毎日朝晩、搾乳しなければならないという周年拘束性が存在するとともに、牧草の刈り取りなど季節・適期が限定された過重労働も存在。

(2) 生乳需給の推移

- 我が国の生乳需給は、天候の変動(冷夏や猛暑)や国際乳製品市況の変動等の影響を受け、不安定化。近年は、国内生乳生産量の減少により、不足傾向にあるところ。
- 25年度は、猛暑や頭数の減少等により生乳生産が伸び悩んだことから、バター、脱脂粉乳ともに在庫量が減少。
- 26年度は、バター、脱脂粉乳の輸入量が増加したこと等から、在庫量は、年度当初に比べバター、脱脂粉乳ともに増加。
- 27年度(4-7月)は、生乳生産量が北海道を中心に増加傾向にあることから、在庫量は、バター、脱脂粉乳ともに増加。



(3) 最近の生乳及びバターへの需給動向

- 生乳は、まず日持ちのしない牛乳に仕向けられ、最後に、需給調整弁となるバター、脱脂粉乳等向けに仕向けられるため、生乳生産量の変動以上にバター生産量は大きく変動。
- 26年度は、生乳生産量の減少等により、バターの生産が減少し、不足が見込まれたことから、追加輸入を実施。その結果、年度末の在庫量は前年を上回る水準となったものの、供給不安を背景として、家庭用バターの購入量が増加したこと等から、秋から年末にかけてスーパー等のバターが品薄となる事態が生じた。
- 27年度(4-7月)については、生乳生産量が回復傾向で推移。生産者団体が脱脂粉乳・バターの生産確保対策を実施していること等から、バターの生産量は前年同期比+3.8%の増加。さらに、追加輸入を実施していること等により、在庫量も前年同期比+18.1%増加。

○ 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	25年度	26年度	27年度 (4-7月)
生産量	745 (▲2.1)	733 (▲1.6)	253 (+0.5)
北海道	385 (▲2.1)	382 (▲0.7)	132 (+1.1)
都府県	360 (▲2.1)	351 (▲2.4)	121 (▲0.1)
牛乳等向け処理量	396 (▲1.1)	391 (▲1.4)	136 (+1.0)
乳製品向け処理量	343 (▲3.2)	336 (▲1.9)	115 (+0.1)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	160 (▲8.1)	154 (▲4.1)	56 (+4.3)
うちチーズ向け	48 (+4.0)	46 (▲3.3)	15 (▲10.3)
うちクリーム等向け	130 (+1.6)	132 (+2.0)	44 (▲0.8)

○ バターの生産量等の推移

単位:千トン、%

	25年度	26年度	27年度 (4-7月)
生産量	64.3 (▲8.3)	61.7 (▲4.1)	22.5 (+3.8)
輸入量	3.5 (▲62.9)	12.9 (+271.3)	2.9 (+71.7)
消費量	73.9 (▲1.6)	74.1 (+0.2)	23.0 (▲2.4)
在庫量	17.3 (▲26.2)	17.8 (+3.0)	20.2 (+18.1)

注1:消費量は推定出回り量。

注2:在庫量は年度末の数値(27年度は27年7月末)。

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「指定生乳生産者団体別の受託販売生乳数量等(速報)」、
(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」(22~25年度のチーズ向け)
*26年度のチーズ向け処理量の対前年比は参考値